

西東京市下保谷三丁目

作左衛門の森の保存・保全を求める署名

西東京市下保谷三丁目
作左衛門の森を愛する会〒202-0014 東京都西東京市富士町 1-7,72-404
TEL:090-8485-3965(件)

【請願・要望の理由】

今日、気候変動や異常気象が日常的になりつつある中で、SDGsに見られる企業行動のように地域においても身の周りの環境の維持保全に率先的に取り組むべき時代となっています。

特に都市における緑は今なお減少し続けていることから、その抑止はわが市にとって大きな課題です。この都市の緑の中には、長い歴史を持ち、また環境や文化、防災、気候変動適応など多様なグリーンインフラ機能を有する希少な屋敷林があります。

残されている屋敷林は、ふるさと西東京の郷土景観を支え、市民の誇りとなる自然遺産です。私たち作左衛門の森を愛する会は、このまま屋敷林が消滅していくことに危機感を感じております。ぜひ、次世代の子どもたちに、この素晴らしい屋敷林を引き継いでいきたいと思っています。

保谷駅を降りると他の駅前との違いを強く感じます。特に下保谷四丁目から三丁目の屋敷林、あらかしき公園、下保谷森林公園、福泉寺、北町五丁目の保谷北町緑地保全地域に至る農地を含めた緑地群は、緑の軸を形成しています。ここには、この緑の軸に依った人々の暮らしが息づいています。

その中でも、国登録有形文化財の建物群と一体的である下保谷三丁目高橋孝家屋敷林は、樹齢400年超えるケヤキの大木とそれを取り巻く樹群、ツミ、アオゲラ、タヌキ、アオダイショウ、キンラン等の希少動植物の生息生育地、古文書をはじめとした歴史文化遺産など、下保谷四丁目旧高橋家屋敷林とは違った価値を持つ屋敷林です。

これからの時代のまちづくりは、このような緑の軸を中心に展開することが望ましく、本地域は東京都内や全国のまちづくりのモデルとなりうる地域と考えます。

こうした趣旨をふまえ、以下の点を西東京市第3次総合計画・西東京市第2次みどりの基本計画において位置づけされるよう強く要望します。

【請願・要望事項】

- 一、現在、審議中の西東京市第3次総合計画及び西東京市第2次みどりの基本計画において、下保谷四丁目から下保谷三丁目、北町五丁目へ続く現存の緑地群を、保全すべきエリアとして明確に位置づけること。
- 一、特別緑地保全地区や市の文化財指定など制度の実現にむけた国や都の協力を得るため、都区市町合同の「緑確保の総合的な方針」に当該屋敷林を市の確保地もしくは確保候補地として位置づけること。
- 一、下保谷四丁目特別緑地保全地区と連なる下保谷三丁目高橋孝家屋敷林と国登録有形文化財の建物群(西東京市下保谷3丁目19番27号)を、緑の連続性・一体性、歴史的・文化的価値の重要性から特別緑地保全地区や市の文化財指定など制度的な保全措置を講ずること。

| ご氏名 | ご住所 ※町名まででもOKです |
|-----|-----------------|
| | |
| | |
| | |
| | |